

千葉市公告第539号

総合評価落札方式一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年6月19日

千葉市長 神谷 俊一

1 総合評価落札方式一般競争入札に付する事項

(1) 件名

第3次CABINETサービス

(2) 委託概要

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和11年12月31日まで

(4) 履行場所

千葉市役所及び本市が指定又は承認する場所

(5) 参考価格

予定価格は、13,701,467,084円（消費税及び地方消費税〔10%〕相当額含む。）以内の金額で設定する。

なお、算定根拠は公表しない。

2 入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格者の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 次に掲げるすべての事項を証明した者であること。

ア 情報セキュリティマネジメントシステムの認証（ISO27001）を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること。

- イ 品質マネジメントシステムの認証（ISO9001）を取得していること、又はこれと同等の品質マネジメントシステムを有すること。
 - ウ プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること、又はこれと同等の個人情報保護に関するマネジメントシステムを有すること。
 - エ 平成30年度から令和4年度までに、本件と同規模程度かつ類似の業務の履行実績を有すること。共同企業体にあつては、代表構成員が履行実績を有すること。
- (4) 共同企業体にあつては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。
- ア すべての構成員が前記（1）及び（2）の要件を満たしていること。
 - イ 代表構成員が前記（3）の要件を満たしていること。
 - ウ 共同企業体は自主結成されたものであり、協定書を締結していること。
 - エ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所新庁舎高層棟10階

千葉市教育委員会事務局学校教育部教育改革推進課

電話 043-245-5936

電子メール kyoikukaikaku.EDS@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等

- (1) 一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 配布場所等 公告の日から前記3の契約事務担当課において配布する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

イ 提出場所等 公告の日から令和5年6月30日（金）までに、前記3の契約事務担当課への持参又は郵送により提出すること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、令和5年6月29日（木）の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

- (2) 入札参加資格確認審査の結果について、申請者あてに入札参加資格確認結果通知書を令和5年7月6日（木）までに簡易書留郵便にて発送する。

5 入札説明書の交付

公告の日から令和5年6月30日（金）まで前記3の契約事務担当課において無償により交付する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

6 関係図書の閲覧

入札参加資格申請をした者で、閲覧を希望する者は、申込受付期間内に、前記3の契約事務担当課へ第3次CABINETサービスに係る関係図書の閲覧申込書を提出しなければならない。

- (1) 閲覧に供する資料 入札説明書のとおり。
- (2) 申込受付期間 公告の日から令和5年6月30日（金）まで

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 入札に関する質問

(1) 入札参加資格に関する質問

- ア 受付期間 公告の日から令和5年6月23日（金）まで
- イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。
- ウ 質問に対する回答期限 令和5年6月29日（木）
- エ 回答方法 電子メールで回答する。

(2) 仕様書等に関する質問

- ア 受付期間 令和5年7月6日（木）から令和5年7月12日（水）まで
- イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。
- ウ 質問に対する回答期限 令和5年7月20日（木）
- エ 回答方法 当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

9 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 令和5年7月31日（月）午前10時00分

郵送による場合は、令和5年7月28日（金）の午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着とする。

(2) 入札及び開札の場所 千葉市役所新庁舎高層棟10階 入札室

(3) 入札方法 総価で行う。

(4) 入札保証金 要（ただし、千葉市契約規則〔昭和40年千葉市規則第3号〕第8条に該当する場合は、免除とする。）

(5) 落札者の決定方法 別記落札者決定基準に基づき、入札価格の評価である「価格点」に企画提案書の評価である「技術点」を加算する総合評価落札方式を採用し、総得点（総合評価点）の最も高い入札者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は、当該入札者が予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、総合評価点が最も高い者であっても落札者とならない場合がある。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札のほか、入札説明書で定めるとおり。

10 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(6) 前記2（1）に該当しない者が、競争入札に参加するためには、令和5年6月30日（金）までに千葉市財政局資産経営部契約課において、当該入札参加資格の認定を受け、かつ、前記3の契約事務担当課において入札参加資格確認の申請をしなければならない。

(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Services of the 3rd version of Chiba City' s educational information network
(Chiba City Abundant Information Network for Education and Training)

(2) Date and time of bidding:

Monday, July 31, 2023, 10:00 a.m.

(Bids submitted by mail should be sent via registered mail and must be received
by 5:00 p.m., July 28, 2023)

(3) Contact information:

Education Reform Promotion Division,
School Education Department,
Chiba City Board of Education, City of Chiba,
1-1 Chibaminato, Chuo-ku, Chiba
260-8722, JAPAN
Tel: 043-245-5936
Email: kyoikukaikaku.EDS@city.chiba.lg.jp

(4) Note

All procedures will be conducted in Japanese only.

別記 落札者決定基準

1 はじめに

(1) 基本的な考え方

「第3次CABINETサービス」の調達においては、本市にとって最適な事業者を選定するため、第3次CABINETサービス仕様書（以下、「仕様書」という。）で示す要求事項に対する提案内容の評価である「技術点」と、入札価格の評価である「価格点」の合計が最も高い入札者を落札者とする総合評価落札方式を採用する。

(2) 本書の位置付け

本書は、予定価格以内の価格をもって有効な入札をした者に対して技術点及び価格点を付与し、第3次CABINETサービスの落札者を決定するための基準を定めるものである。

2 審査・評価機関等

(1) 審査・評価機関

本調達に係る審査及び評価については、本市が設置する第3次CABINETサービス事業者選定等委員会（以下、「選定委員会」という。）において実施する。

(2) 審査・評価の方法

選定委員会は、仕様書及び技術回答書作成要領で示す要求事項を満たしているか審査を行うとともに、本書に基づき評価し、技術点及び価格点を付与する。

3 確認項目、評価項目及び最高点

(1) 確認項目

確認項目については、以下の通りに設定する。

表1 確認項目

確認項目	確認方法	評価
必須項目に対する回答	仕様書に示す最低限の要求事項を満たすか確認	全てを満たさなければ失格

(2) 評価項目及び最高点

技術点の評価項目及び最高点と、価格点の最高点については、表1のとおり設定する。

表2 評価項目及び最高点

評価項目		最高点	比重
技術点	提案項目に対する回答	700	70%
価格点	入札価格	300	30%
合計		1000	100%

4 確認項目の評価方法

(1) 目的

入札者の提案内容が最低限の要求事項を満たしているか確認することを目的とする。

(2) 評価方法

別添「必須項目に対する回答書」に示す要件は、全て必ず満たすべき要求事項のため、技術点の配点対象としないが、仕様を満たさないと判断できる場合及び記述がない場合は失格とする。

5 技術点の評価方法

(1) 目的

本市が設定した提案項目に対する技術提案について、本市にとって有益な提案がされているか、実現性や具体性のある提案がされており、それらを担保する根拠や実績等が記述されているか等の観点から客観的に評価することにより、最も技術力に優れた事業者を選定することを目的とする。

(2) 評価方法

技術回答書作成要領に示す提案項目に基づき、事業者が作成した「提案項目に対する回答書」の内容を評価し、「6 技術点の算出方法」で示す算出方法にて技術点を与える。配点割合を以下に示す。

表3 提案項目に対する回答の評価及び配点割合

評価	得点割合
高評価	100%
∩	∩
低評価	0%

6 技術点の算出方法

(1) 得点(X)

各項目の配点を設定し、この値に前記「5 技術点と評価方法」に記した評価による配点割合を乗じた値を設問毎の得点(a)とし、これを評価項目毎に合計した値を得点(X)とする。

(2) 得点(Y)

前記「5 技術点と評価方法」に記した評価による配点割合がすべて100%であると仮定した場合の、得点(X)に相当する値を得点(Y)とする。

(3) 技術点の算出

上記(1)及び(2)で算出した結果を以下に示す数式例により、技術点を算出する。

なお、有効数字については小数点以下第1位までとし、小数点以下第2位の値を四捨五入するものとする。前記(1)及び(2)の計算途中における値も同様とする。

例として、提案項目に対する回答の得点計算方法を以下に示す。

$$\text{提案項目に対する回答の得点} = 700 \times \left(\frac{\text{得点(X)}}{\text{得点(Y)}} \right)$$

7 価格点の算出方法

入札価格に応じ、0点から300点の価格点を付与する。価格点の算出方法は、公開しない。

8 落札者の決定方法

(1) 落札者

「6 技術点の算出方法」で算出した技術点と「7 価格点の算出方法」で算出した価格点の合計である総得点（総合評価点）が最も高い入札者を落札者とする。

(2) 同点の場合について

技術点と価格点の合計が最も高い入札者が2者以上ある場合は、次の順序で落札者を決定する。

- ① 技術点が高い者を落札者として決定する。
- ② 技術点及び価格点が同点の場合は、入札価格が低い者を落札者として決定する。
- ③ 技術点及び価格点が同点でかつ入札価格も同じ場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。このとき、くじを引かない入札者があるときは、本調達事務に関係のない本市職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 入札者が1社の場合について

入札者が1者の場合でも、2者以上の場合と同様に入札を実施し、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札があった場合は、本書に基づき技術点及び価格点を付与し、落札者を決定する。

(4) その他

入札価格が、市が別に定める低入札価格調査の調査基準価格に満たない金額の場合、当該入札者が予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、技術点と価格点の合計が、最も高い入札者であっても落札者とならない場合がある。